

役 務 仕 様 書

仕 様 書 の 種 類	内 容 に よ る 分 類	役 務 仕 様 書	
	性 質 に よ る 分 類	個 別 仕 様 書	
品 名 又 是 件 名	石綿事前調査箇所選定役務	承 認	令和6年 1 月 12 日
		作 成	令和 6 年 1 月 12 日
		改 正	令和 年 月 日
		作成部隊等名	第 4 3 警戒隊 施設班
<p>1 役務件名 石綿事前調査箇所選定役務</p> <p>2 履行場所 航空自衛隊背振山分屯基地</p> <p>3 役務概要 石綿事前調査箇所を図面及び実地調査により、選定する。</p> <p>4 分屯基地内共通事項 請負者（契約相手方）（以下「請負者」という。）は、分屯基地内において法令及び分屯基地で定められた規則を遵守し、行動しなければならない。以下の代表的な事項を遵守するほか、検査官及び監督官の細部指示に従わなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、履行現場において分屯基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、契約担当官と調整するものとする。</p> <p>(2) 請負者は、分屯基地及び分屯基地の施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、分屯基地司令等の許可を受けるものとする。</p> <p>(3) 請負者は、分屯基地内において履行で必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。</p> <p>(4) 請負者は、分屯基地内において知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。</p> <p>(5) 請負者は、分屯基地内における写真撮影について、役務に必要な場所及び内容だけとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、提出後、完全に消去し、保持しないものとする。</p> <p>(6) 請負者は、役務に関連するデータは、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用して処理するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、保持しないものとする。</p>			

5 一般共通事項

(1) 一般事項

ア 本役務の履行は、本仕様書によるほか、関係法規類及び分屯基地諸規則の定めるところに従い、遺漏なく実施するものとする。ただし、本役務に関係なき事項については、適用しないものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

イ 役務の着手及び履行に当たっては、監督官とよく調整し、連絡不十分等による役務の誤り及び遅滞などを避けなければならない。

ウ 災害及び不測事態等の発生又は部隊運用に伴い、役務の継続が困難な状況になった場合は、監督官の指示に従わなければならない。

(2) 法令の遵守及び官公庁への手続き

ア 請負者は、役務の履行に当たり、役務に関する諸規則を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運営の手続きについて、請負者の負担と責任において行わなければならない。

イ 役務履行のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、原則として請負者において迅速に処理しなければならない。ただし、これらの手続きに要する費用は、全て請負者の負担とする。また、関係官公庁その他に対する交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督官に申し出て協議するものとする。

(3) 疑義

請負者は、図面及び仕様書との内容に相違がある場合、明示のない場合又は疑いが生じた場合には、全て監督官と協議しなければならない。その際、技術上当然履行すべき事項は、請負者の責任において行うものとする。

(4) 軽微な変更

請負者は、役務の履行に際し、現場の納まり等のため位置又は工法に軽微な変更が生じる場合、それによる数量の増減等の変更を監督官と協議し、監督官の指示に従わなければならない。この場合の請負金額及び履行期間については、変更しない。

(5) 安全管理

ア 現場代理人は常駐とし、履行場所の安全及び衛生等に関する管理責任者となり、関係法令等に従って管理を行うものとする。ただし、別に責任者を定められた場合は、これに協力するものとする。

イ 現場代理人は、全作業員を対象とした安全教育等を実施し、常に役務の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めなければならない。

ウ 現場代理人は、常に履行場所の整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等、事故の未然防止に努めなければならない。

エ 火気の使用及び溶接作業等を行う場合は、事前に監督官の承認を受けるものとし、適切な消火設備及び防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講じるものとする。

(6) 養生

請負者は、履行関係区域内の次のものについて、適切な方法で養生するものとする。

ア 未使用の機械及び材料

イ 履行済の部分

ウ 在来部分

エ 汚染又は損傷の恐れがあるもの

(7) 清掃及び後片付け

請負者は、役務の完了に際し、当該役務に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

(8) 工程表

ア 請負者は、役務の着手に先立ち工程内容を監督官と協議の上、工程表を作成し、監督官に提出しなければならない。

イ 請負者は、工程内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、監督官と協議の上、工程表を変更後、速やかに提出しなければならない。

(9) 施工図、原寸図及び見本

施工図、原寸図及び見本などは、必要に応じて速やかに監督官に提出し、承認を受けなければならない。

なお、指定色等は、監督官の指示による。

(10) 材料

ア 仮設材及び特に仕様書等に記載された物以外の材料は、努めて「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に該当する新品の物品等を使用し、監督官の検査を受けて合格した物を使用するものとする。

イ 材料は、試験成績表及び見本等を事前に監督官に提出又は提示し、承認を受けるものとする。材料の規格等は、図面、仕様書又は監督官の指示による。

ウ 図面及び仕様書等に記載された材料のうち同等品を使用する場合、同等以上であることの証明を事前に監督官に提出又は提示し、承認を受けるものとする。

(11) 部分検査

請負者は、役務完了後に隠蔽される部分等で完了検査時に確認が困難な箇所については、監督官と調整の上、適切な時期に検査官の部分検査を受け、検査合格後、役務を続行するものとする。その際、検査合格後の代価の支払いは生じない。

(12) 完了検査

ア 請負者は、役務完了に際し、監督官と調整の上、検査官の完了検査を受けるものとする。

イ 請負者は、完了検査に際し、手直し箇所が生じた場合、直ちに手直しを行い、検査官の再検査を受けるものとする。

(13) 役務写真

ア 請負者は、仕様書及び設計図書に基づき、工程等が適切に施工されたことが確認できる証拠書類として満足させるように役務写真を撮影するものとする。

イ 撮影は、履行前、履行中及び履行後並びに履行に伴い隠蔽する部分を可能な限り同一方向から撮影し、編集後、監督官に提出するものとする。

(14) 発生材

ア 役務の履行により生じた発生材の運搬は、請負者の責任において行わなければならない。

イ 発生材のうち金属屑は、監督官の指示する場所へ集積するものとする。

ウ 請負者は、集積した金属屑を品目ごとに分別し、重量を計測後、発生材調書を作成し、状況写真とともに監督官に提出するものとする。

エ 金属屑以外の発生材は、産業廃棄物処理施設において適正に処分し、産業廃棄物管理票の写しを完了検査前までに監督官に提出するものとする。

(15) 他の構造物及びその他に対する注意

請負者は、履行中において、他の構造物及びその他に損傷を与えないように十分注意して履行するものとし、損傷させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の負担において、必要な処置を取り完全に復旧するものとする。

(16) 図面の複製貸出

設計図書等は、役務履行等の目的以外に、第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。

なお、設計図書等は、役務終了後速やかに返却するものとする。

(17) 提出書類

請負業者は、次に示す監督官の指示する書類を作成し、延滞なく提出するものとする。

書類名	提出期限	様式
現場代理人通知書	契約後速やかに	官側
着手届	着手時	官側
工程表	契約後	官側又は請負者
役務完成通知及び役務完成検査願書	完成後	官側
役務日報	都度	請負者
役務写真	完成検査前	請負者
選定調査結果報告書	完成検査前	請負者
その他監督官が指示する書類	都度	別示

6 特記事項

特記仕様書による。

特記仕様書

1 役務件名

石綿事前調査箇所選定役務

2 履行場所

航空自衛隊背振山分屯基地

3 役務概要

石綿事前調査箇所を図面及び実地調査により、選定する。

4 選定箇所等

調査種別	選定箇所	数量	単位	図面番号	備考
選定	# 5	1	箇所	4/11	
	# 1 5 0	1	〃	5/11	
	# 1 3 3	1	〃	6/11、7/11	
	# 1 4 9	1	〃	8/11	
	# 1 5 5	1	〃	9/11	
	# 1 4 1	1	〃	10/11	
	# 2 2	1	〃	11/11	

5 役務に関する要求

- (1) 建築物石綿含有建材調査者または、日本アスベスト調査診断協会の登録者であること。
- (2) 調査終了後、調査結果を元に石綿事前調査を実施予定のため、選定調査結果報告書を作成し、部隊に提出すること。

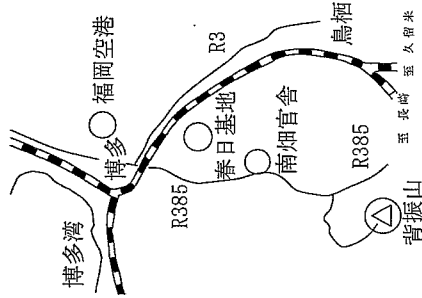
6 その他

防衛省進入路は、通行不能であり、佐賀県側の背振山公園線（県道305号線）を經由し来基するものとする。

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

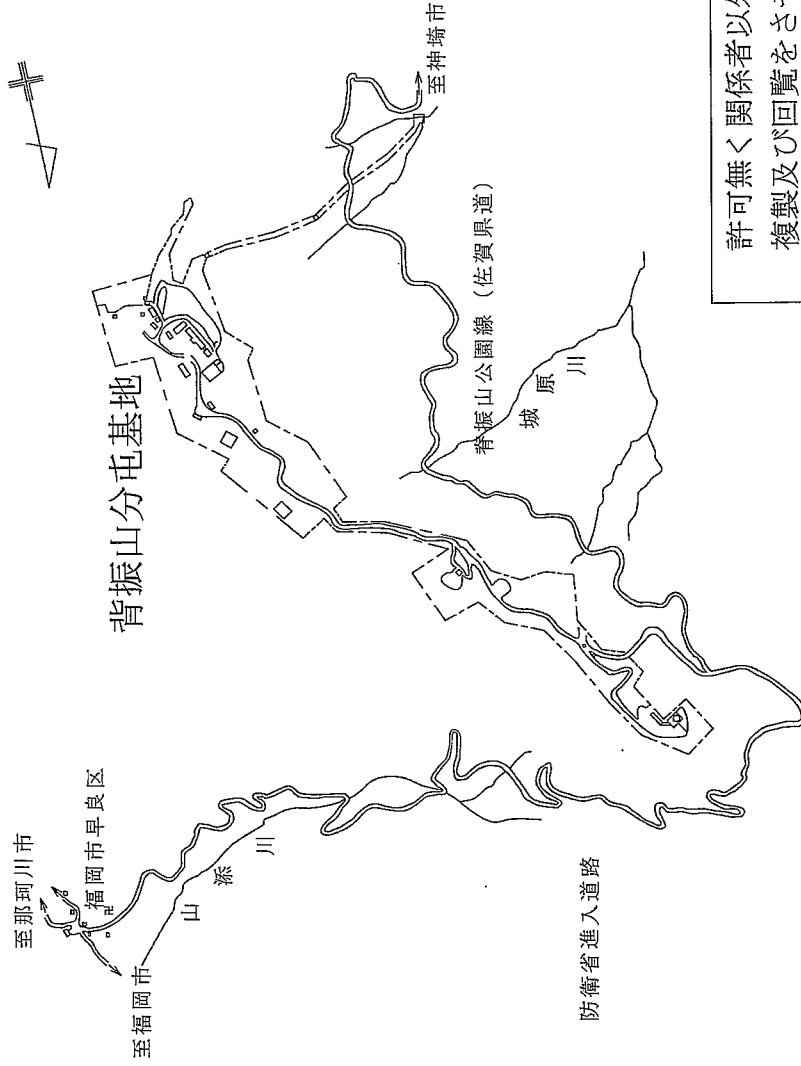
件名	石綿事前調査箇所選定役務	図面番号	1 / 11
図面名	特記仕様書		
縮尺			
航空自衛隊背振山分屯基地			

広域



※防衛省進入道路は通行不能であり、
佐賀県側の背振山公園線（305号線）
経由

案内図



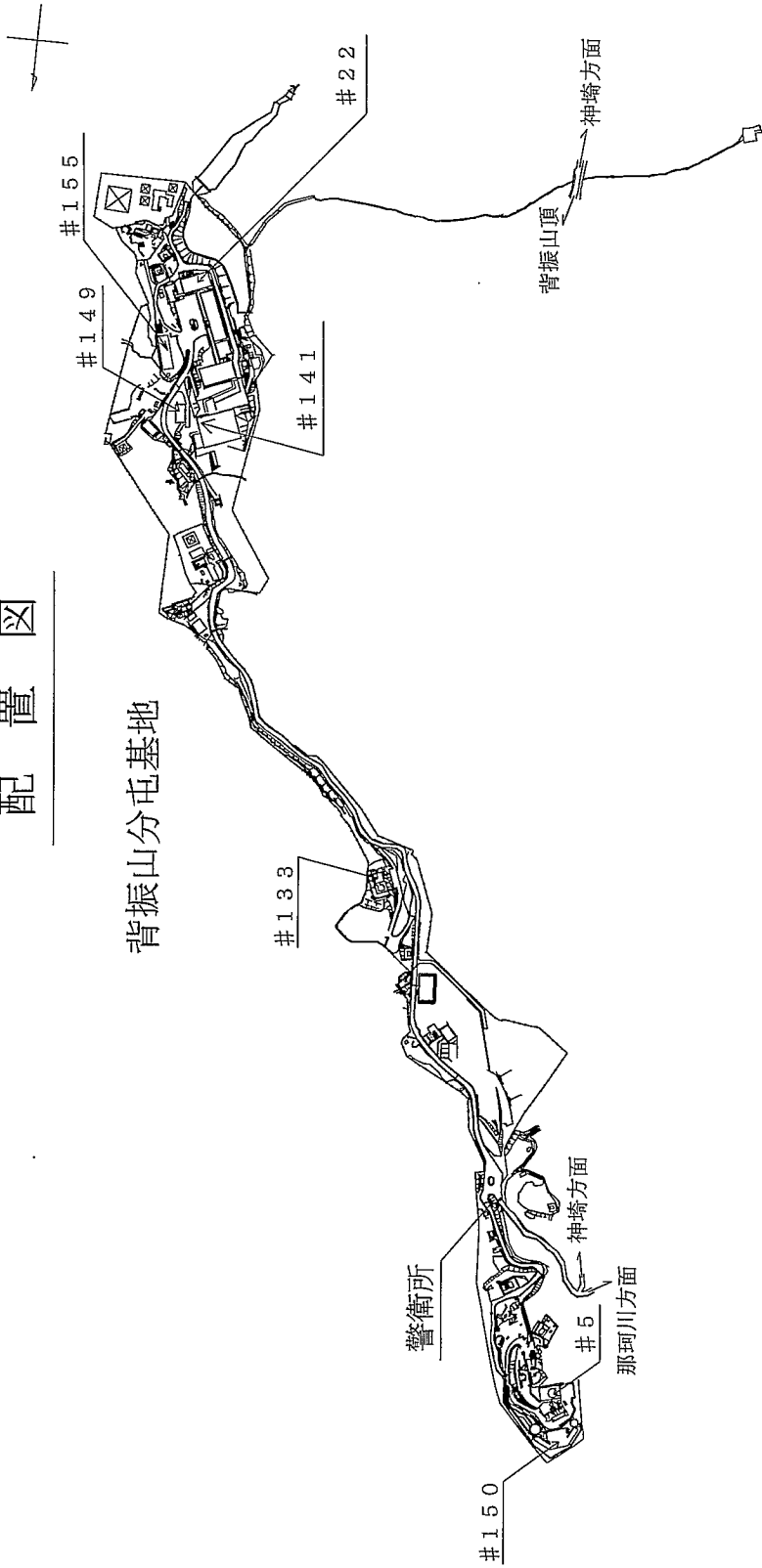
防衛省進入道路

許可無く関係者以外に図面を貸出、
複製及び回覧をさせてはならない。

件名	石綿事前調査箇所選定役務		図面番号 2/11
図面名	案内図		
縮尺	No scale		
航空自衛隊背振山分屯基地			

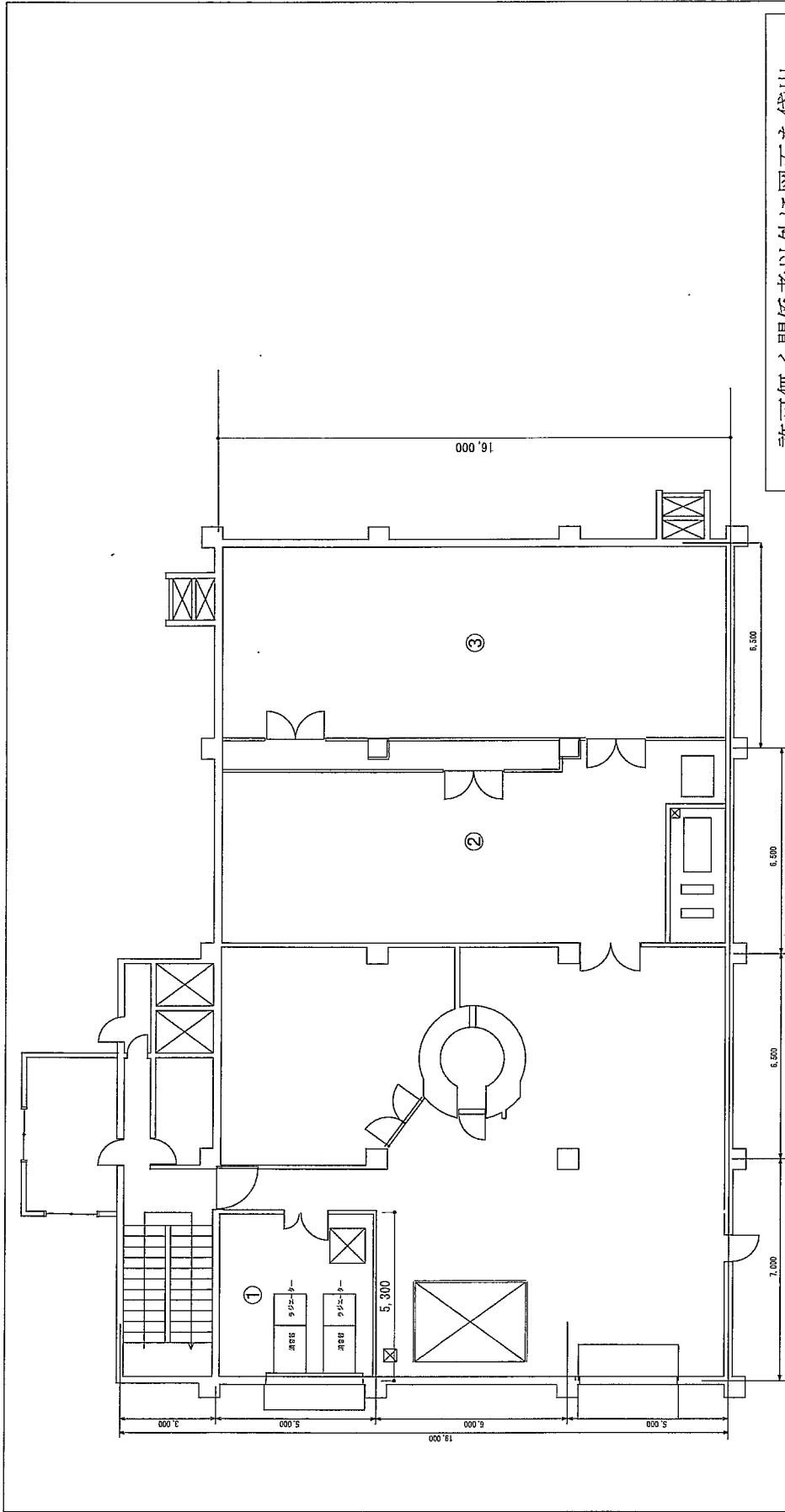
配置図

背振山分屯基地



許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び閲覧をさせてはならない。

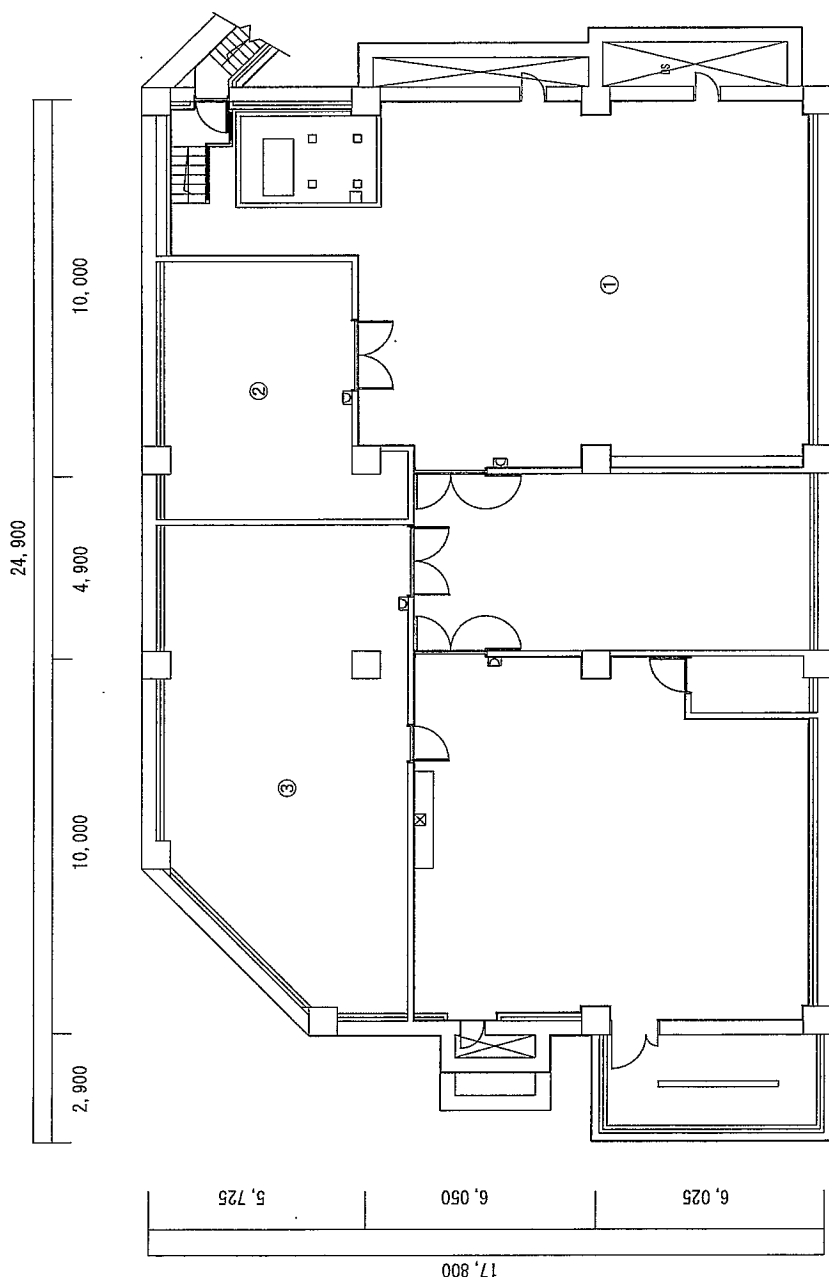
件名	石綿事前調査箇所選定役務		図面番号 3/11
図面名	配置図		
縮尺	No scale		
航空自衛隊背振山分屯基地			



許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

件名	石綿事前調査箇所選定役務		図面番号	4 / 11
図面名	# 5 2階平面図			
縮尺	1 / 200		航空自衛隊背振山分屯基地	

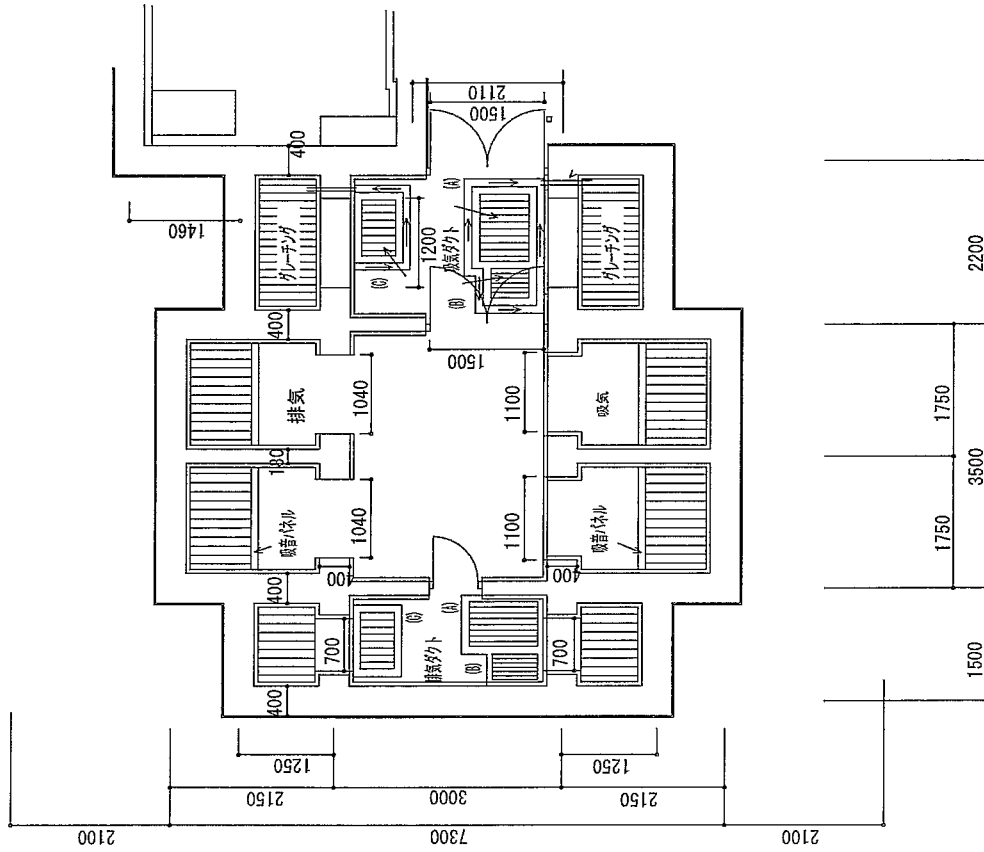
※ 調査箇所については①～③



許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

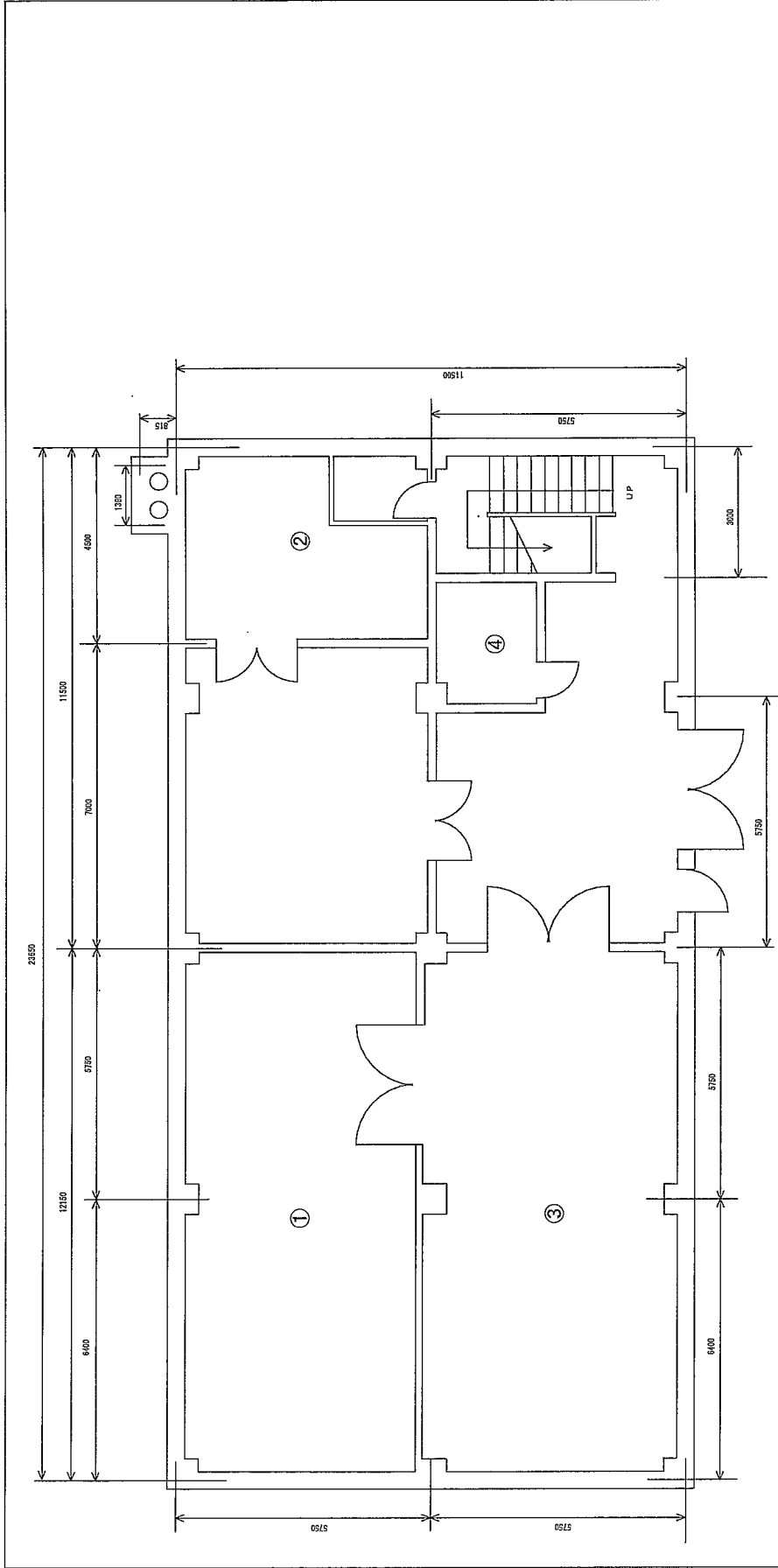
件名	石綿事前調査箇所選定役務	図面番号	5/11
図面名	#150 地階平面図	縮尺	1/200
航空自衛隊背振山分屯基地			

※ 調査箇所については、①~③



許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

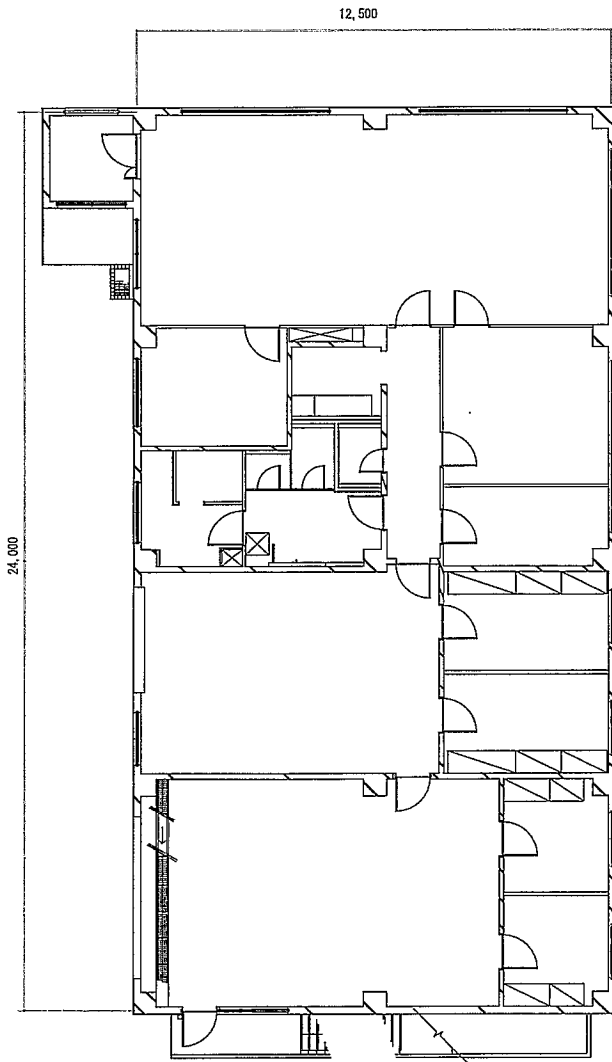
件名	石綿事前調査箇所選定役務		図面番号	6 / 11
図面名	# 133	1階平面図		
縮尺	1 / 100			
航空自衛隊背振山分屯基地				



許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

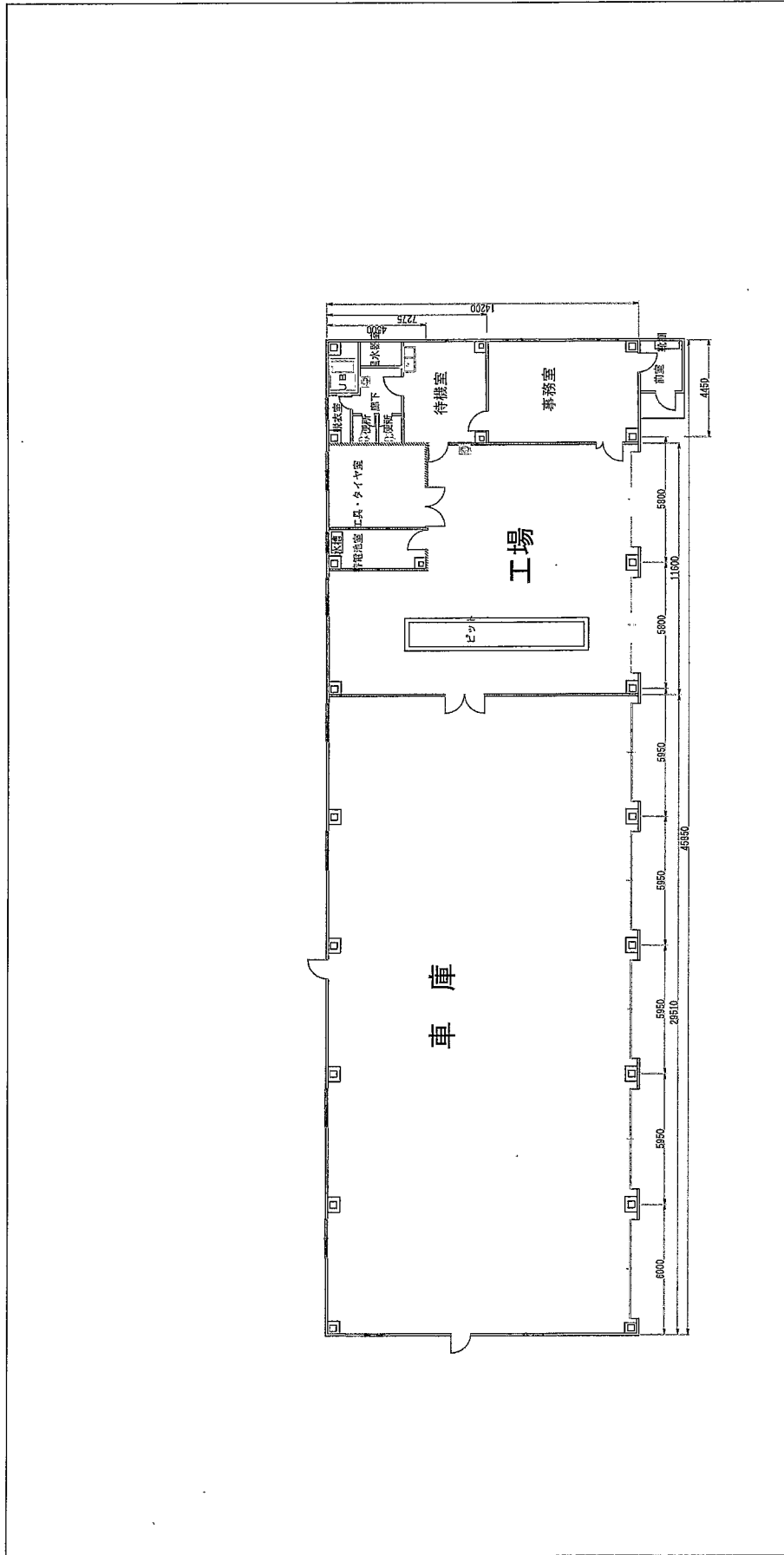
※ 調査箇所については①から④

件名	石綿事前調査箇所選定役務		図面番号	7 / 11
図面名	# 133 局舎地下1階平面図			
縮尺	1 / 150		航空自衛隊背振山分屯基地	



許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び閲覧をさせてはならない。

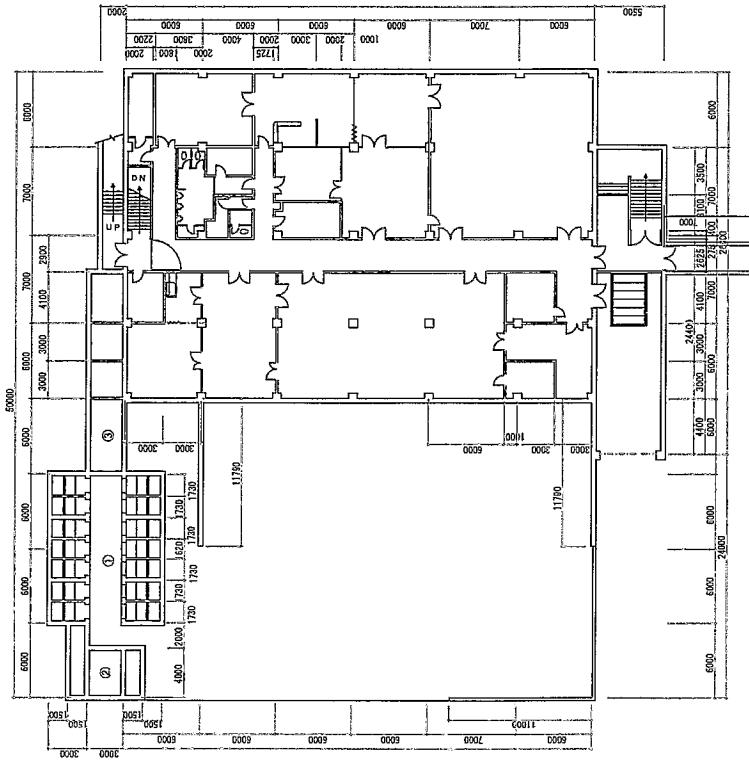
件名	石綿事前調査箇所選定役務	図面番号	8/11
図面名	#149 平面図		
縮尺	1/200		
航空自衛隊背振山分屯基地			



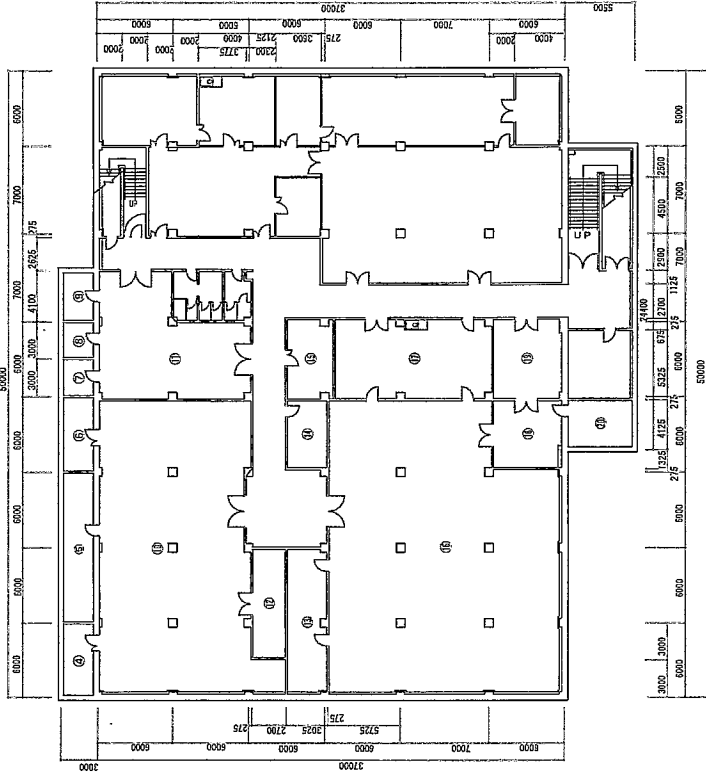
許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び閲覧をさせてはならない。

件名	石綿事前調査箇所選定役務		図面番号 9/11
図面名	#155 平面図		
縮尺	1/300		
航空自衛隊背振山分屯基地			

＃141局舎地下1階平面図



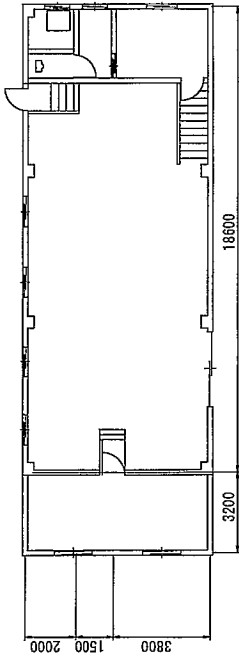
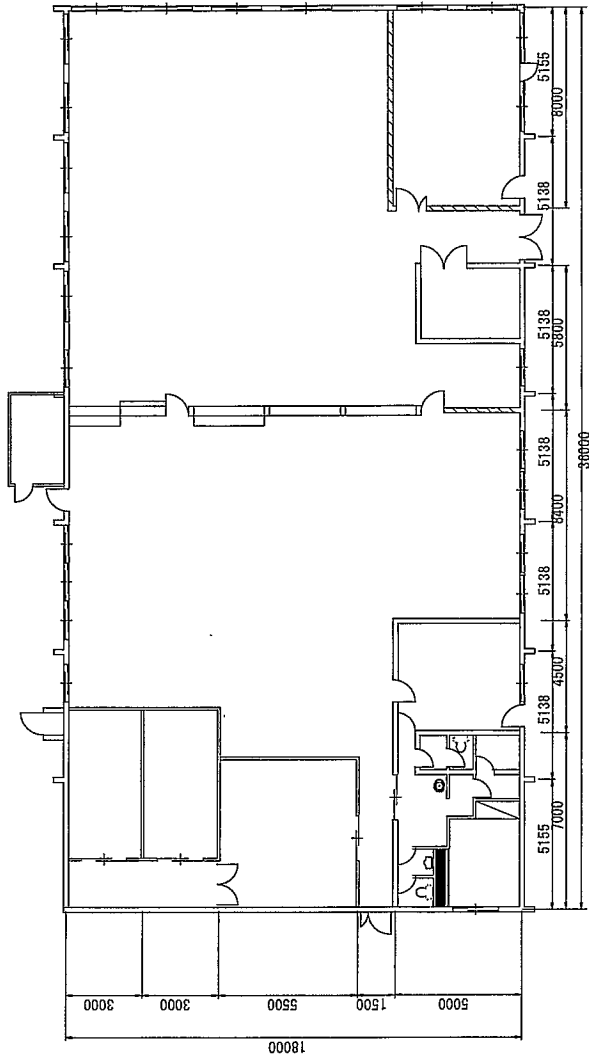
＃141局舎地下2階平面図



※ 選定調査箇所は①～⑩

許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び閲覧をさせてはならない。

件名	石綿事前調査箇所選定役務	
図面名	＃141 平面図	図面番号 10/11
縮尺	1/600	
航空自衛隊背振山分屯基地		



許可無く関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせはならない。

件名	石綿事前調査箇所選定役務		11/11
図面名	#22	平面図	
縮尺	1/300		

航空自衛隊背振山分屯基地